~ 所得税の「税額控除」等のご案内 ~

公益財団法人通信文化協会の会費は、当協会が発行する下記の書類を添付して確定申告を行っていただくと、所得税の税額控除を受けることができます。

(勤務先での年末調整では控除を受けることができませんので、ご注意ください)

- 必要書類 ① 寄附金(会費)受領証明書
 - ② 税額控除に係る証明書
- ■はがきの両面に①、②それぞれを印刷して発送いたします。
- ■一度ご請求いただけば、翌年分以降も引き続き送付いたします。
- ■発送時期については、下記 **<発送予定>** をご覧ください。
- ■寄附金(会費)受領証明書には、確定申告書に記載するご住所の記載が必要ですので、転居されて いる方はご連絡ください。
- ■会報の送付先(勤務先・自宅)と同じご住所あてに送付させていただきます。
- ■もしご不要になりましたら、お手数ですが、下記会員担当までご連絡ください。

〔証明書に関する連絡先〕

〒113-8139

東京都文京区湯島 4 丁目 5 番 16 号公益財団法人通信文化協会 会員担当電 話 03-6658-4749

所得税の税額控除計算例

Ⅰ月~12月の間に支払った会費金額 - 2,000円 × 40% = 税額控除額

年 会 費(5,000円)の場合 (5,000円-2,000円)×40%=1,200円(税額控除額) 生涯会員会費(50,000円)の場合 (50,000円-2,000円)×40%=19,200円(税額控除額)

- ※ 税額控除額では、上記金額が会費を支払った年の所得税額から直接控除されます。
- ※「生涯会員会費 50,000 円」とは、現在の年会費額 5,000 円の方が満 66 歳に達する年度以降 4,000 円となる「年会費」に替えて、一括納付していただくものです。(以後の会費は発生しません。)
- ※現在の年会費額が3,500円の方、および4,000円(新規入会キャンペーンの場合を除く)の方は、いつでも生涯会員会費を納付いただけます。

確定申告にあたっては、個々人の収入・税額等により条件がありますので、詳しくは所轄税務署・ 税務相談係にお尋ねください。

東京都内にお住まいの方へ

東京都内にお住まいの方は、上記所得税の税額控除に加え、下記計算例のとおり、住民税の税額控除を受けることができます。

- |月~|2月の間に支払った会費金額 2,000円 × 4% = 税額控除額
- ※ 所得税の確定申告を行うことで自動的に適用されますので、改めての申告は不要です。
- <発送予定>「寄附金受領証明書及び税額控除に係る証明書」は、毎年おおむね以下の日程で発送 となります。(下記①または②の納付期間最終日までに、送付希望の登録となっている方)
 - ① |月|日~||月24日の間に会費を納付された方 → |2月中旬に発送
 - ② | | 月 25 日~ | 2 月 3 | 日の間に会費を納付された方 → 翌年 | 月中旬に発送 2回目の発送以降、新たに送付希望の申し出をいただいた場合は、随時発送いたします。